

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

1 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：松山市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和28年3月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	松山市公営企業局	職員数（H23. 4. 1現在）	143
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	74円（H21年度）	財政力指数	0.74（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時財振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	88.6（H21年度）	実質公債費比率（％）	8.9（H22年度）
		将来負担比率（％）	90.1（H21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時財振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 該当なし
〔合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：松山市、北条市、中島町〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	松山市上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～27年度
計画策定責任者	松山市公営企業管理者 渡邊 滋夫
既存計画との関係	水道ビジョンまつやま2009（平成21年度～30年度）
公表の方法等	松山市ホームページにて公表（計画承認後）
基本方針	既存計画との整合性を図りながら、水道事業者が策定すべき経営計画のうちコスト削減による経営改革促進効果を表すことを主目的として、平成27年度までの経営健全化計画を策定する。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上 うち年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	651,350.7			651,350.7
	補償金免除額	122,278.8			122,278.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融庫資金	繰上償還希望額	(98,782.3)	(409,410.1)		(508,192.3)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	651,350.7			651,350.7
合 計 (A)		651,350.7			651,350.7
「繰上償還希望額」欄の うち 「繰上償還希望額」欄の うち 「繰上償還希望額」欄の うち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		651,350.7			651,350.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄の うち 「繰上償還希望額」欄の うち 「繰上償還希望額」欄の うち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	98,782.3	409,410.1		508,192.3
合 計 (A)		98,782.3	409,410.1		508,192.3
「繰上償還希望額」欄の うち 「繰上償還希望額」欄の うち 「繰上償還希望額」欄の うち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		98,782.3	409,410.1		508,192.3

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうちの一般会計負担分」に再掲すること。
4 「※上記のうちの一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	●本市においては、平成8年4月の料金改定を機に、水道料金の原価に企業債償還元金相当額の資産維持費（施設を適切に維持していくために必要な原価を上回る一定の利益のこと）を算入し、自己資本の造成と再投資資金の確保に努めてきた。 ●平成21年度から、この資産維持費の算定方法をこれまでの企業債償還元金相当額とする「費用積み上げ方式」から、資産をベースとする「資産維持率方式」に変更し、より着実に再投資資金を確保できるよう取り組んでいる。（平成元年度には31%ほどであった自己資本構成比率が、22年度末には、80%にまで向上した。：中核市40市中6番目）。 ●平成14年度から15年度にかけてみまわれた漏水、そして住民への節水意識の定着から、当年度純利益から資産維持費所要額を差し引いた「単年度実質収支」は赤字に転落したが、15年度からの「経営改革」への取り組みにより、18年度には単年度の実質収支が黒字に転換した。さらに平成19・20年度に行った補償金免除繰上償還の効果も加わり、13年4月の料金改定以来、料金値上げを行うことなく収支の改善が図れており、22年度においても18年度から5年連続での黒字を維持している。
経 営 課 題	課 題 ① 簡易水道等の統合 ●本市においては、平成21年度に「簡易水道事業統合計画」を策定し、上水道への統合が合理的である簡易水道（特定簡易水道）のうち久谷地区の6つの簡易水道を23年度から上水道にソフト統合し、国庫補助金や合併特例債など有利な財源スキームを最大限に活用しながら水道施設の整備を図っていくこととした。 ●しかし、施設整備にあたっては多額の事業費を要することから、経営に与える影響を極力抑えるため、より一層、工事コスト等の縮減を図ることにより資本投下を抑制する必要があった。
	課 題 ② アセットマネジメントシステムの導入 ●例年、水不足の心配を抱える本市は節水意識が定着し、料金収入の増収がこれ以上望めないなか、今後も簡易水道の統合、施設・管路の耐震化、基幹施設の更新等の建設改良が必要であり、減価償却費等の増大が経営を圧迫する可能性がある。 ●また、水道事業は、事業用資産に占める固定資産（水道施設）の割合が大きい「高固定費低変動費型」の事業であるため、いかに固定費を抑えていくかが問われる事業である。 ●そこで、LCC（ライフサイクルコスト）を見据えた水道施設の修繕や更新など、固定資産の管理手法として「アセットマネジメントシステム」を導入し、限られた経営資源という制約の中にあっても、水道施設のライフラインとしての機能低下を引き起こさないよう、中長期的視点に立った資産管理が必要となっている。 ●今後、水道施設の多くが耐用年数を経過し、更新の時期を迎える中で、水道施設の保守点検や修繕履歴などの維持管理に関する情報のデータベース化を行い、この情報を基に更新・改良・修繕を選別した更新計画を作成し、施設の老朽度・優先度・重要度を考慮した効率的な更新に取り組んでいく。
	課 題 ③
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	●平成15年度から経営基盤改革へ取り組み、これまで8年間にわたって大規模な経営改革を実施してきており、職員数や事業費については大幅な削減計画の策定が極めて難しいところであるが、今後でもできる限りの経営努力を行っていく。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度					
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)					
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)					
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	8,457	8,387	8,229	8,102	8,288	8,213	8,449	8,091	8,476	8,072	8,525	7,896	8,559	7,908	8,616
	(1) 料 金 収 入	8,226	8,180	7,993	7,892	7,999	8,004	8,221	7,898	8,245	7,859	8,294	7,708	8,328	7,722	8,385
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	18	9	40	19	6	7	7	4	7	6	7	1	7	1	7
	(3) そ の 他	213	198	196	191	283	202	221	189	224	207	224	187	224	185	224
	2. 営 業 外 収 益	103	103	125	171	66	113	89	86	83	85	72	542	59	520	47
	(1) 補 助 金	71	63	87	138	41	79	68	62	45	50	79	37	40	24	
	他 会 計 補 助 金	54	63	87	138	41	79	68	62	45	50	79	37	40	24	
	そ の 他 補 助 金	17														
	(2) そ の 他	32	40	38	33	25	34	21	24	21	39	22	463	22	480	23
	収 入 計 (C)	8,560	8,490	8,354	8,273	8,354	8,326	8,538	8,177	8,559	8,156	8,597	8,438	8,618	8,428	8,663
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	5,848	5,843	6,253	6,337	6,341	6,356	6,639	6,322	6,894	6,157	6,840	6,130	6,989	6,068	7,042
	(1) 職 員 給 与 費	1,269	1,256	1,225	1,154	1,101	1,115	1,130	981	1,116	882	1,116	833	1,116	887	1,116
	基 本 給	563	536	510	504	489	482	497	461	483	421	483	430	483	434	483
	退 職 手 当	209	247	239	215	200	227	145	153	145	102	145	45	145	100	145
	そ の 他	497	473	476	435	412	406	488	367	488	359	488	358	488	353	488
	(2) 経 費	1,810	1,742	1,948	2,056	2,066	1,963	2,183	2,034	2,373	1,977	2,263	2,090	2,272	1,843	2,283
	動 力 費	234	240	205	192	190	210	218	210	218	232	218	240	218	232	218
	修 繕 費	364	326	363	334	395	291	283	199	349	173	323	170	323	191	323
	材 料 費	28	17	23	22	20	18	25	18	23	13	24	10	23	9	24
	そ の 他	1,184	1,159	1,357	1,508	1,461	1,444	1,657	1,607	1,783	1,559	1,698	1,670	1,708	1,411	1,718
(3) 減 価 償 却 費	2,769	2,845	3,080	3,127	3,174	3,278	3,326	3,307	3,405	3,298	3,461	3,207	3,601	3,339	3,643	
支 出	2. 営 業 外 費 用	976	879	668	500	471	417	472	373	458	317	422	302	422	279	442
	(1) 支 払 利 息	895	800	591	460	440	412	438	372	427	314	391	296	391	278	411
	(2) そ の 他	81	79	77	40	31	5	34	1	31	3	31	6	31	1	31
	支 出 計 (D)	6,824	6,722	6,921	6,837	6,812	6,773	7,111	6,695	7,352	6,474	7,262	6,432	7,411	6,348	7,484
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,736	1,768	1,433	1,436	1,542	1,553	1,427	1,482	1,207	1,682	1,335	2,006	1,207	2,080	1,179
特 別 利 益 (F)	4	1		1	15	1	0	1		4		1				
特 別 損 失 (G)	14	15	19	19	31	9	18	14	18	10	18	87	18	2	18	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		▲ 10	▲ 14	▲ 19	▲ 18	▲ 16	▲ 8	▲ 18	▲ 13	▲ 18	▲ 9	▲ 18	▲ 83	▲ 18	▲ 1	▲ 18
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		1,726	1,754	1,414	1,418	1,526	1,545	1,409	1,469	1,189	1,673	1,317	1,923	1,189	2,079	1,161
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						90	173	23	181	380	823			2,902		
流 動	資 産 (J)	11,564	10,923	9,791	11,143	12,878	13,935	12,816	15,505	12,000	15,541	12,000	14,340	13,000	14,339	14,000
	う ち 未 収 金	1,783	1,936	1,313	1,404	1,103	1,298	1,424	1,793	1,500	1,383	1,500	1,486	1,500	1,019	1,500
流 動	負 債 (K)	2,534	2,771	1,976	1,341	765	755	1,022	2,059	1,100	2,056	1,100	2,144	1,100	1,495	1,100
	う ち 一 時 借 入 金												20			
	う ち 未 払 金	2,435	2,662	1,828	1,220	644	628	900	1,940	1,000	1,932	1,000	1,079	1,000	394	1,000
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)																
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		8,439	8,378	8,189	8,083	8,282	8,206	8,442	8,087	8,469	8,066	8,518	7,895	8,552	7,907	8,609
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)																
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)				8,189	8,083	8,282	8,206	8,442	8,087	8,469	8,066	8,518	7,895	8,552	7,907	8,609
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算)	平成23年度 (計画初年度) (決 算)	平成24年度 (計画第2年度) (決 算)	平成25年度 (計画第3年度) (決 算)	平成26年度 (計画第4年度) (決 算)	平成27年度 (計画第5年度) (決 算)						
区 分																	
資 本 的 収 入 支 出	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,054	685	670	490	180	88	176	379	634	516	571	532	725	149	313
		資 本 費 平 準 化 債															
		2. 他 会 計 出 資 金	762	782	232	465	140	224	473	548	928	635	817	589	780	201	90
		3. 他 会 計 補 助 金	70	73	77	81	85	90	89	283	85	30	48		51		53
		4. 他 会 計 負 担 金	20	23	15	11	12	10	9	40	10	14	10	30	10	22	10
		5. 他 会 計 借 入 金															
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	401	265	34	21		85	97	236	325	137	326	310	390	72	135
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	2			1	417			200				200		300	
		8. 工 事 負 担 金	162	283	103	145	98	185	237	121	201	251	161	134	161	109	161
		9. そ の 他	162	161	89	67	59	59	66	62	66	65	66		65		465
	計 (A)	2,633	2,272	1,220	1,281	991	741	1,147	1,869	2,249	1,648	1,999	1,795	2,182	853	1,227	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			34			40	0	95		53		25		37		
	純 計 (A)-(B) (C)	2,633	2,272	1,186	1,281	991	701	1,147	1,774	2,249	1,595	1,999	1,770	2,182	816	1,227	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,849	4,237	3,118	2,851	2,501	3,439	5,226	4,034	5,733	4,871	5,992	5,613	5,000	3,710	5,000
		う ち 職 員 給 与 費	163	163	162	162	167	189	107	215	107	227	107	278	107	253	107
		2. 企 業 債 償 還 金	2,228	3,478	2,908	887	875		1,259		1,602	794	795	822	822	850	840
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		300													
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
		5. そ の 他	11	3	404	400	400		400	1,168	400	1,180	400	1,073	400	1,045	400
	計 (D)	6,088	8,018	6,430	4,138	3,776	5,098	6,885	6,804	7,735	6,845	7,187	7,508	6,222	5,605	6,240	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		3,455	5,746	5,244	2,857	2,785	4,397	5,738	5,030	5,486	5,250	5,188	5,738	4,040	4,789	5,013
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,590	3,839	3,701	1,286	1,244	2,786	4,026	3,359	3,505	3,468	3,202	3,871	2,661	3,034	3,647	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,726	1,754	1,414	1,418	1,438	1,463	1,410	1,461	1,189	1,474	1,317	1,480	1,189	1,480	1,162	
	3. 繰 越 工 事 資 金				34				40		95		53		24		
	4. そ の 他	139	153	129	119	103	148	302	170	792	213	669	334	190	251	204	
計 (F)	3,455	5,746	5,244	2,857	2,785	4,397	5,738	5,030	5,486	5,250	5,188	5,738	4,040	4,789	5,013		
補 填 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)																	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)																	
企 業 債 現 在 高 (H)		21,069	18,276	16,038	15,641	14,946	14,179	14,268	12,956	13,300	12,678	13,076	12,388	12,979	11,687	12,452	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前々年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)					
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)					
収 益 的 収 支 分		90	90	123	170	82	121	115	98	117	88	104	110	92	100	78
	うち基準内繰入金	36	27	36	34	44		51	30	59	36	59	50	59	50	58
	うち基準外繰入金	54	63	87	136	38	70	64	68	58	52	45	60	33	50	20
資 本 的 収 支 分		852	878	371	557	237	322	874	871	1,332	679	1,138	619	944	224	251
	うち基準内繰入金	470	472	156	394	152	175	302	285	309	173	263	68	104	94	99
	うち基準外繰入金	382	406	215	163	85	147	572	586	1,023	506	875	551	840	130	152
合 計		942	968	494	727	319	443	989	969	1,449	767	1,242	729	1,036	324	329

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算)	平成23年度 (計画初年度) (決 算)	平成24年度 (計画第2年度) (決 算)	平成25年度 (計画第3年度) (決 算)	平成26年度 (計画第4年度) (決 算)	平成27年度 (計画第5年度) (決 算)
地方財政法による資金不足の比率 (％) (再掲)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※ (％)		121.5	122.4	116.3	116.2	121.5	119.3 116.7	118.7 113.3	122.3 115.4	120.7 113.5	122.7 113.2
資本費 (円又は％)		73.6	73.3	75.4	74.5	73.9	75.0	75.5 76.2	74.4 76.5	73.5 79.3	76.0 80.3
総収支比率(法適用) (％)		125.2	126.0	120.4	120.7	122.3	124.0 119.8	123.6 116.1	128.3 118.1	129.5 116.0	132.7 115.5
経常収支比率(法適用) (％)		125.4	126.3	120.7	121.0	122.7	122.9 120.1	122.1 116.4	126.0 118.4	131.2 116.3	132.8 115.8
営業収支比率(法適用) (％)		144.6	143.5	131.6	128.3	130.9	129.3 127.5	128.1 123.1	131.2 124.8	128.8 122.6	130.3 122.5
累積欠損金比率(法適用) (％) (再掲)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (％) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (％)	1.1	1.1	1.5	2.1	1.0	1.5 1.3	1.2 1.4	1.1 1.2	1.3 1.1	1.2 0.9
	うち基準内繰入金 (％)	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.4 0.7	0.4 0.7	0.6 0.7	0.6 0.7
	うち基準外繰入金 (％)	0.7	0.8	1.1	1.7	0.5	0.9 0.7	0.8 0.7	0.6 0.5	0.7 0.4	0.6 0.2
	資本的収入分 (％)	32.4	38.6	31.3	43.5	23.9	45.9 76.2	49.1 59.2	42.1 56.9	35.0 43.3	27.5 20.5
	うち基準内繰入金 (％)	17.9	20.8	13.2	30.8	15.3	24.9 30.0	16.3 13.7	10.8 13.2	3.9 4.8	11.5 8.1
	うち基準外繰入金 (％)	14.5	17.8	18.1	12.7	8.6	21.0 46.2	33.0 45.5	31.2 43.8	31.1 38.5	15.9 12.4

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
- (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
- (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
- (4) 営業収支比率 (%)＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×100（病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。）
- (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100
- (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×100
- (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価（円／m³）＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
 - ※2 給水原価（円／m³）＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金（水道事業のみ）））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された（又は報告すべき）数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち（再掲）と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																																																																																																														
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	●久谷地区を除く上水道（松山地区）については、確実に再投資資金を確保するために、料金に資産維持率方式で算入した事業報酬（資産維持費）を織り込んで損益収支を算定している。（ 当年度純利益－資産維持費所要額＝単年度実質収支 ） ●久谷地区の6つの旧簡易水道についても、平成23年4月1日から 上水道料金に統一とした 。しかし、中野地区を除く5地区については、旧料金からの変動が大きいため、経過措置を設け、平成28年度に上水道と同一の料金となるよう、平成26年度から段階的に料金を引き上げることとなっている（改正後の「松山市水道事業給水条例」は平成23年4月1日施行済）ため、それを勘案して算定している。 ●有収水量は、平成23年度予算編成時及び「松山市水道事業第4次拡張事業第3回変更認可」の需要予測に基づき算定した。																																																																																																														
2 他会計繰入金の見込み	●収益的収入分については、新たな繰入金が生じることは、現時点ではないと考えており、現在繰入を受けているものだけを計上している。（基準内）消火栓維持管理負担金、 児童 手当負担金、統合前簡水の企業債利息補助金 （基準外）不採算地区企業債利息補助金、水源保全対策事業補助金、統合前簡水の事業運営費補助金 ●資本的収入分については、現在計画している主要事業の財源としての出資と現在補助を受けているものだけを計上している。（基準内）消火栓設置負担金、安全対策事業出資金、統合前簡水の企業債元金補助金 （基準外）不採算地区企業債元金補助金、合併特例事業出資金																																																																																																														
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	※平成23年度予算作成時の計画で、すべて自己財源で賄っているものは除く。 大規模投資事業の事業費及び財源内訳 単位：百万円 <table><tr><th colspan="2">事業名</th><th>22年度 (決算見込)</th><th>23年度 (予算)</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr><tr><td rowspan="4">安全対策</td><td>基幹水道構造物の耐震化（配水池）</td><td>0</td><td>9 7</td><td>14 59</td><td>43 98</td><td>76 256</td><td>14 201</td></tr><tr><td>基幹水道構造物の耐震化（浄水場等）</td><td>124</td><td>47 62</td><td>22 160</td><td>9 100</td><td>97 105</td><td>49 50</td></tr><tr><td>水道管路の耐震化</td><td>665</td><td>879 1,270</td><td>1,095 868</td><td>733 806</td><td>25</td><td>371</td></tr><tr><td>相互連絡管（鷹子第2～鷹子第1）</td><td></td><td>2 6</td><td>55 85</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">合併建設</td><td>久谷地区簡易水道統合整備</td><td>199</td><td>495 826</td><td>826 893</td><td>916 1,492</td><td>1,995 1,746</td><td>607 578</td></tr><tr><td>北条上水クリプトスポリジウム対策</td><td></td><td>20 42</td><td>25 893</td><td>455</td><td></td><td></td></tr><tr><td>北条上水水圧調整施設設置</td><td></td><td></td><td>6 17</td><td>5 150</td><td>78 215</td><td>98</td></tr><tr><td>北条上水配水管整備 ※22年度のみ企業債を充当</td><td>87</td><td>127 188</td><td>296 107</td><td>265 949</td><td>91 283</td><td>107</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>876</td><td>1,283 2,835</td><td>2,339 3,142</td><td>2,426 3,887</td><td>2,362 2,686</td><td>1,246 818</td></tr><tr><td rowspan="5">財源内訳</td><td>国庫補助</td><td></td><td>85 89</td><td>236 925</td><td>137 928</td><td>310 981</td><td>72 185</td></tr><tr><td>県補助</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般会計出資</td><td>140</td><td>220 420</td><td>542 822</td><td>628 811</td><td>583 773</td><td>195 89</td></tr><tr><td>企業債</td><td>180</td><td>88 450</td><td>379 815</td><td>516 820</td><td>532 757</td><td>149 284</td></tr><tr><td>自己財源</td><td>556</td><td>890 1,882</td><td>1,182 888</td><td>1,145 1,148</td><td>937 884</td><td>830 888</td></tr></table>	事業名		22年度 (決算見込)	23年度 (予算)	24年度	25年度	26年度	27年度	安全対策	基幹水道構造物の耐震化（配水池）	0	9 7	14 59	43 98	76 256	14 201	基幹水道構造物の耐震化（浄水場等）	124	47 62	22 160	9 100	97 105	49 50	水道管路の耐震化	665	879 1,270	1,095 868	733 806	25	371	相互連絡管（鷹子第2～鷹子第1）		2 6	55 85				合併建設	久谷地区簡易水道統合整備	199	495 826	826 893	916 1,492	1,995 1,746	607 578	北条上水クリプトスポリジウム対策		20 42	25 893	455			北条上水水圧調整施設設置			6 17	5 150	78 215	98	北条上水配水管整備 ※22年度のみ企業債を充当	87	127 188	296 107	265 949	91 283	107		計	876	1,283 2,835	2,339 3,142	2,426 3,887	2,362 2,686	1,246 818	財源内訳	国庫補助		85 89	236 925	137 928	310 981	72 185	県補助							一般会計出資	140	220 420	542 822	628 811	583 773	195 89	企業債	180	88 450	379 815	516 820	532 757	149 284	自己財源	556	890 1,882	1,182 888	1,145 1,148	937 884	830 888
事業名		22年度 (決算見込)	23年度 (予算)	24年度	25年度	26年度	27年度																																																																																																								
安全対策	基幹水道構造物の耐震化（配水池）	0	9 7	14 59	43 98	76 256	14 201																																																																																																								
	基幹水道構造物の耐震化（浄水場等）	124	47 62	22 160	9 100	97 105	49 50																																																																																																								
	水道管路の耐震化	665	879 1,270	1,095 868	733 806	25	371																																																																																																								
	相互連絡管（鷹子第2～鷹子第1）		2 6	55 85																																																																																																											
合併建設	久谷地区簡易水道統合整備	199	495 826	826 893	916 1,492	1,995 1,746	607 578																																																																																																								
	北条上水クリプトスポリジウム対策		20 42	25 893	455																																																																																																										
	北条上水水圧調整施設設置			6 17	5 150	78 215	98																																																																																																								
	北条上水配水管整備 ※22年度のみ企業債を充当	87	127 188	296 107	265 949	91 283	107																																																																																																								
	計	876	1,283 2,835	2,339 3,142	2,426 3,887	2,362 2,686	1,246 818																																																																																																								
財源内訳	国庫補助		85 89	236 925	137 928	310 981	72 185																																																																																																								
	県補助																																																																																																														
	一般会計出資	140	220 420	542 822	628 811	583 773	195 89																																																																																																								
	企業債	180	88 450	379 815	516 820	532 757	149 284																																																																																																								
	自己財源	556	890 1,882	1,182 888	1,145 1,148	937 884	830 888																																																																																																								
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	●支払利息は、平成23年度以降、年利3.0%で試算している。（参考：平成22年度末の利率は1.9%） ●物件費等は、物価上昇はないものとみなして算出しているが、一部のものについて平成24年度以降「+0.6%」加算して試算している。 ●職員給与等は、平成23年度以降、給与水準そのものの増減はないものとみなして、試算している。 ●繰上償還については、全額、損益勘定留保資金で措置することとしている。																																																																																																														

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		平成15年度からの集中改革プラン等により、これまでも組織の再編、民間委託の推進等を行ってきたことから、当初計画に掲げた23年度における職員数の目標150人を21年度に達成することができた。現在、国において検討されている定年年齢の引上げの導入が及ぼす影響も視野に入れつつ、今後も23年度の143人を基準として職員数の増加抑制に努める。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		国の給与構造の見直しに準拠して適正な給与体系に努めている(給料表及び昇給制度の見直し・勤勉手当の成績率導入については平成18年4月、特殊勤務手当の見直しについては平成19年4月に実施済み)。地域手当についても国の制度に準じて支給している。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当者なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		国の給与構造の見直しに準拠して適正な給与体系に努めている。(退職時特別昇給については平成17年3月、退職手当制度については平成18年4月に改正済み)
◇ 福利厚生事業のあり方		事業主負担は、法定どおり適正に行われている。(愛媛県市町村互助会、松山市職員共済会に対する負担金については平成19年に改正)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	固定資産の増加に伴い減価償却費は着実に増加しており、今後の財政運営を圧迫することが想定される。こうした状況を踏まえ、本市では投資規模の平準化や施設の長寿命化を図るために、「アセットマネジメント手法」の早期導入に向けて検討を行なっている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		本市ではこれまでに浄水場の運転管理業務や料金徴収業務などにおいて、包括的な民間委託を推進してきたほか、かきつばた浄水場及び高井神田浄水場の膜ろ過施設設置に際しては、設計・建設・維持管理費を一括発注するDBO方式を採用し、コスト削減に努めてきた。引き続き今後も民間的経営手法の拡大等が可能なものについては検討していく。

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		久谷地区の簡易水道は、平成23年4月から上水道にソフト統合された。料金は、直ちに上水道料金と統一したが、旧中野簡易水道以外の久谷地区の水道料金水準は上水道より低く、旧料金からの変動が大きいため、経過措置を設け平成28年度に上水道と同一の料金となるよう、平成26年から段階的に料金を引き上げる。（改正後の「松山市水道事業給水条例」は平成23年4月1日施行済）
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		「水道ビジョンまつやま2009」及び業務状況（決算等）を広報紙やホームページで公開している。
○ 行政評価の導入		事務事業評価をホームページで公開している。
4 その他	①	「久谷地区簡易水道統合整備事業」（平成23～27年度の5か年間で実施） 【事業目的】 久谷地区の6つの簡易水道を上水道へソフト統合したことから、同地区の施設を効率のよい水道システムに再構築し、水道施設の効率化を図っていく。また、管の布設・布設替、老朽施設の更新、浄水処理施設の整備等を行い、同地区において「安全で安心できる水の安定供給」を実現する。 【検討事項】 久谷地区における6つの簡易水道については、中野地区を除く5地区において、施設が老朽化していること、水質改善対策が不備であること、また上水道との格差も大きいことから施設整備が急務である。そこでその整備にあたっては、これまでどおりの既存の簡易水道の区域ごとに単独で整備する方法が通常であるが、6つの簡易水道を1つの水道システムとして統合整備することによって建設コストの縮減が図れないか検討した。 【総事業費比較】 ①案「既存の簡易水道の区域ごとに単独整備を行った場合」 総事業費 6,542,000千円 各々の簡易水道のもつ施設運転上の問題箇所について整備するものであり、各簡易水道について、施設の更新、拡張及び機能的増補改良を行う。 ②案「6つの簡易水道を1つの水道システムとして統合整備する場合」 総事業費 5,183,285千円＝採用案 6つの簡易水道すべてを1つの水道システムとして整備することにより、施設を集約し、久谷地区の地勢を生かした自然流下方式で給水する。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題		取 組 み 及 び 目 標																																						
1 経常経費の見直し		投資規模の平準化や施設の長寿命化を図るために、「アセットマネジメント手法」の早期導入に向けて検討を行なっている。																																						
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等		現在繰越欠損金は発生していない。																																						
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等		久谷地区の簡易水道を23年度から上水道に統合したことを契機に、一般会計からの繰出金である「統合水道に係る統合前簡水の事業運営費補助金（久谷地区分）」を解消していく。																																						
4 その他		●松山上水道施設整備事業（久谷地区簡易水道統合整備事業） 【同事業の建設コストの縮減】 単位：百万円 <table><tr><th colspan="2"></th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>計</th></tr><tr><td>①</td><td>既存の簡易水道の区域ごとに単独整備を行なった場合</td><td>492</td><td>1,220</td><td>2,218</td><td>2,110</td><td>502</td><td>6,542</td></tr><tr><td>②</td><td>6つの簡易水道を1つの水道システムとして統合整備する場合</td><td>199 435</td><td>826 933</td><td>916 1,423</td><td>1,995 1,746</td><td>607 576</td><td>4,543 5,184</td></tr><tr><td colspan="2">コスト縮減額（＝改善額）</td><td>293 57</td><td>394 227</td><td>1,302 700</td><td>115 364</td><td>▲105 ▲76</td><td>1,999 1,358</td></tr></table> ※25年度、26年度のコスト縮減額（＝改善額）については、25年度からの繰越額が多かったため、25年度は増、26年度は減となった。 ※27年度から28年度へ194百万円の繰越があるが、それを加味しても改善額の計は1,805百万円であり当初計画を上回り「a判定」である。									23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	①	既存の簡易水道の区域ごとに単独整備を行なった場合	492	1,220	2,218	2,110	502	6,542	②	6つの簡易水道を1つの水道システムとして統合整備する場合	199 435	826 933	916 1,423	1,995 1,746	607 576	4,543 5,184	コスト縮減額（＝改善額）		293 57	394 227	1,302 700	115 364	▲105 ▲76	1,999 1,358
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計																																	
①	既存の簡易水道の区域ごとに単独整備を行なった場合	492	1,220	2,218	2,110	502	6,542																																	
②	6つの簡易水道を1つの水道システムとして統合整備する場合	199 435	826 933	916 1,423	1,995 1,746	607 576	4,543 5,184																																	
コスト縮減額（＝改善額）		293 57	394 227	1,302 700	115 364	▲105 ▲76	1,999 1,358																																	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）
2 年度別目標等
（1）水道事業【延長計画策定団体】
① 年度別目標

（単位：百万円、％）

区分	課 題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計			
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度) (延長計画前年度)	(当初計画第5年度) (延長計画初年度)		(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)				
	累積欠損 金比率	当初計画の目標値	—	—	—	—	—	—									
		(実績値)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		延長計画の目標値															
		当初計画の目標値															
		(実績値)															
	企業債現 在高	当初計画の目標値	21,069	18,113	16,203	15,686	15,411	14,179	15,069	12,956	13,300	12,678	13,076	12,388	12,979	11,687	12,452
		(実績値)		18,276	16,038	15,641	14,946										
		延長計画の目標値															

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																
		料金改定率															
		改善効果額（料金の適正化）															
		未収金の徴収対策															
		改善効果額															
		一般会計負担金の額															
		改善効果額（負担金の確保等）															
		資産の有効活用															
		改善効果額（収入増額）															
		その他（ ）															
		改善効果額															
	【経費の削減】																
		職員給与費の適正化															
		職員給与費（退職手当以外）		1,172	1,147	1,101	1,068	1,172	1,077	1,172							
		改善効果額		51	76	122	155	51	146	64	550	364					
		給与水準															
		改善効果額		39	39	39		39		39		195					
		その他（人員適正・委託推進）															
		改善効果額			25	25		42		42		134					
		その他（新陳代謝等（人事異動））															
		改善効果額		12	12	58	74	▲ 30	65	▲ 30	221	22					
		職員給与費（退職手当）		247	239	215	200	180	227	180							
	2	維持管理費等															
		改善効果額（適正化）			59	59		59		59		236					
	2	工事コスト															
		改善効果額（縮減額）		2,938								2,938					
	2	その他（委託推進）															
		改善効果額						▲ 6		▲ 6		▲ 12					
当初計画改善効果額 合計										3,712	3,864						
（参考）当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）											540						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額

	【収入の確保】																					
		料金改定率																				
		改善効果額（料金の適正化）																				
		未収金の徴収対策																				
		改善効果額																				
		一般会計負担金の額																				
		改善効果額（負担金の確保等）																				
		資産の有効活用																				
		改善効果額（収入増額）																				
		その他（ ）																				
		改善効果額																				
	【経費の削減】																					
		職員給与費の適正化																				
		職員給与費（退職手当以外）																				
		改善効果額																				
		給与水準																				
		改善効果額																				
		その他（ ）																				
		改善効果額																				
		維持管理費等																				
		改善効果額（適正化）																				
4		工事コスト																				
		改善効果額（縮減額）								293	57		394	227	1,302	796	115	364	▲105	▲76	1,999	1,358
		その他（ ）																				
		改善効果額																				

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A		1,999	1,358
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B			
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C			
A + B + C		1,999	1,358
＜参考＞延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）			123

(1) 水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	472	473	473	474	475	485	475	485	475	492
年間総有収水量 (千㎡)	49,800	49,692	48,715	48,143	48,575	49,210	50,158	48,716	50,297	47,590
公称施設能力 (㎡/日)	202,620	202,620	202,620	202,620	202,620	205,409	210,069	205,409	207,239	205,409
1日最大配水量 (㎡/日)	157,330	152,220	155,230	147,730	152,700	156,918	152,760	152,033	153,230	146,515
最大稼働率 (%)	77.6	75.1	76.6	72.9	75.4	76.4	72.7	74.0	72.9	71.3
供給単価 (円/㎡)	165.2	164.6	161.4	164.0	164.7	162.7	163.9	162.1	163.9	162.3
給水原価 (円/㎡)	136.8	135.1	141.2	141.3	140.0	137.4	140.8	137.2	145.0	146.0

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

【統合計画】 松山水道施設整備事業（久谷地区簡易水道統合整備事業）
【計画期間】 平成23年度 ～ 平成27年度
【総事業費】 5.2億円
【事業概要】

〔平成28年度〕 計画給水人口：10,460人 計画給水量：4,940㎡/日

6つの簡易水道が個別に存在する久谷地区の水道施設を上水道に統合整備し、1つの水道システムに再構築、水道施設の効率化を図っていくもの。

		単位：千円				
事業費		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財源		198,569 484,470	825,659 302,000	916,041 1,431,761	1,995,028 1,745,835	607,003 570,550
	国庫補助金	82,088 32,000	161,125 220,020	136,860 225,815	309,556 300,100	72,009 104,700
	合併特例債	49,900 122,100	219,400 300,700	354,800 510,500	502,000 645,500	100,800 1,226,900
	水道事業債	49,900 122,100	294,600 300,700	394,600 510,500	502,000 645,500	100,800 1,221,000
自己財源		16,671 100,132	150,534 00,240	29,881 64,340	681,478 64,055	333,394 221,857

※国庫補助金(簡易水道統合整備事業)は、平成28年度までの水道事業への統合が前提のもの
※平成26年度までは、合併特例債が活用可